

安芸市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 23 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む

書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第4項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 市長及び教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	安芸市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3号）による乳児、幼児及び義務教育就学児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	安芸市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号）によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	安芸市福祉医療費助成に関する条例による乳児、幼児及び義務教育就学児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）

		による児童手当若しくは特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療扶助の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	安芸市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの